

鳥取県告示第 448 号

鳥取県税条例（平成 13 年鳥取県条例第 10 号）第 211 条第 1 項に規定する関係書類を次のように定め、平成 20 年 6 月 17 日から施行する。

平成 19 年鳥取県告示第 359 号（鳥取県税条例第 211 条第 1 項に規定する関係書類について）は、平成 20 年 6 月 16 日限り廃止する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

(表面)

狩 獵 税 納 付 書			
部総合事務所長 様		年 月 日	
下記のとおり納付します。			
		住 所 氏 名	
狩猟者登録番号			
狩 獵 免 許 種 類	網・わな 一・二	登 録 の 区 分	1 放鳥獣猟区のみに係る登録 2 1の登録を受けている者が受ける県下全域に係る登録 3 1及び2以外の登録 4 1から3まで以外の登録
納付すべき税額	税 率 適 用 区 分		税額(円)
	1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次のいずれかに該当する者 (1) 県民税の所得割額の納付を要する者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く。）		
	2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次のいずれかに該当する者 (1) 県民税の所得割額の納付を要しない、控除対象配偶者又は扶養親族以外の者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事する者 (3) 県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族		
	3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、上記税率適用区分1の(1)又は(2)に該当するもの		
	4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、上記税率適用区分2の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの		
	5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		
	6 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録を受ける者 (注) 税額は、上記税率適用区分1から5までのいずれかの税額の2分の1の額		

<p>7 6の登録を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合で、同一狩猟期間内に引き続き同一の狩猟免許に係る狩猟者の登録を受けるとき。  (注) 税額は、上記税率適用区分1から5までのいずれかの税額の2分の1の額</p>	
<p>上記税率適用区分の2又は4に該当する者は、次の証明書により市町村長の証明を受けてください。</p>	
<p style="text-align: center;">狩 猟 税 に 関 す る 証 明 書</p>	
<p>住 所 氏 名</p> <p>上記の者は、 年度分の県民税の所得割額を納付することを要しない者で、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者以外のもの</li> <li>2 農業、水産業又は林業に従事する控除対象配偶者又は扶養親族に該当するもの</li> <li>3 県民税の所得割額を納付することを要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当するものであることを証明します。</li> </ol> <p style="text-align: right;">市 町 村</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p>	

※鳥取県収入証紙は、裏面の枠内に貼付してください。

(裏面)

<p>鳥 取 県 収 入 証 紙 ち ょ う 付 欄</p>
Empty space for the back of the receipt